

議案第179号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成5年大阪市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第26条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 第1項に規定する公共の場所又はその周辺において、はと、からすその他の動物に餌を与えた者は、当該与えた行為により同項に規定する公共の場所に、餌又は動物のふん尿その他の汚物、毛若しくは羽毛が散乱し、又はふん尿その他の汚物による臭気が発散しないよう、清掃を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第43条第1項中「第15条の3第6項の規定による命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第15条の3第6項の規定による命令に違反したもの
- (2) 第29条の規定による命令に違反した者

第43条第2項中「前項」を「前項各号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、第43条の改正規定及び次項の規定は、令和2年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第43条の規定は、令和2年3月1日以後に改正後の条例第29条に規定する命令を受けた者が、当該命令に違反した場合について適用する。

令和元年11月29日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

公共の場所の清潔保持の観点から、公共の場所又はその周辺において、ほと、からすその他の動物に餌を与えた者が講ずべき措置等を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（抄）

（公共の場所の清潔保持等）

第26条 省 略

2－3 省 略

4 第1項に規定する公共の場所又はその周辺において、はと、からすその他の動物に餌を与えた者は、当該与えた行為により同項に規定する公共の場所に、餌又は動物のふん尿その他の汚物、毛若しくは羽毛が散乱し、又はふん尿その他の汚物による臭気が発散しないよう、清掃を行う等の必要な措置を講じなければならない。

4 省 略
5

第43条 第15条の3第6項の規定による命令に違反したものは、50,000円以下の過料に次の各号のいずれかに該当する

処する。

(1) 第15条の3第6項の規定による命令に違反したもの

(2) 第29条の規定による命令に違反した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項各号の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の過料を科する。